宮崎県こども計画(仮称) 素案の概要

はじめに

■ 計画策定の趣旨

- ・国におけるこども政策強化の動き (こども基本法・こども大綱)
- ・少子化に歯止めがかからない現状や深刻 かつ複雑化する課題への対応

■ 計画の性格

・県のこども・子育てに関する総合的な計画 として「こども基本法」、「子ども・若者育成 支援推進法」、「こどもの貧困の解消に向け た対策の推進に関する法律」に基づく県計 画など7つの関連計画を一体的に策定

■ 計画の期間

令和7年度~令和11年度(5年間)

第1章 こども・若者や子育て家庭を 取り巻く状況

■少子化の現状

- ·合計特殊出生率:1.73(R元)→1.49(R5)
- ·出生数:8,043人(R元)→6,502人(R5)
- ·婚姻数:4,633組(R元)→3,592組(R5)
- ·50歳時未婚割合(生涯未婚率) 男性:4.06%(H2)→24.64%(R2) 女性:4.40%(H2)→16.83%(R2)
- •平均初婚年齢

男性:28.4歳(H2)→30.0歳(R5) 女性:26.1歳(H2)29.1歳(R5)

- ・いずれ結婚したい未婚者の割合:79.8%
- ・結婚に不安や負担を感じる割合:58.7%
- ・不安や負担を感じる内容(最多項目): やりたいことの実現が制約されてしまう (41.1%)

■ 子育ての現状

- ・子育てに不安や負担を感じる割合:69.9%
- ・不安や負担を感じる内容(最多項目): 子育てにお金がかかる(65.6%)
- ・行政に求める施策(最多項目): 保育所等の費用負担の軽減(59.3%)
- ·男性育児休業取得率:10.2%(R元年度)→36.4%(R5年度)

■ こども・若者の現状

- ·児童虐待相談対応件数:
- 1,953件(R元年度)→1,791件(R5年度)
- ·生活保護世帯の高等学校進学率:88.1%
- (一般世帯:98.5%)(R5年度)
- ・不登校児童生徒数(R元年度→R5年度) 中学生:1,067人→1,680人 小学生:337人→943人

第2章「子ども・若者 プロジェクト」の推進

喫緊の課題である「少子化対策」に 令和8年度まで短期・集中的に取り組む

「子ども・若者プロジェクト」

- 1 出逢い・結婚の希望を叶える
- ⇒出逢い・結婚支援の充実・強化
- 2 子どもがほしい人の希望を叶える
- ⇒第2子以降の希望を後押しする施策等の展開
- 3 安心して子育てをすることができる 教育環境をつくる
- ⇒様々な環境の子どもを支え、夢や希望を後押し する教育環境の整備



女性・若者の活躍・定着促進

第3章 計画の基本的考え方

■ 基本理念

すべてのこども・若者の夢や希望が叶い、幸せの輪が広がる宮崎づくり(案)

■ 基本的視点

①こども・若者の視点に立った施策の展開 ②ライフステージに応じた切れ目のない支援 ③困難な環境にあるこども・若者の支援

④若者にとって魅力あるみやざきづくり

⑤国や市町村、関係団体との連携、県民・企業との協調促進

第4章 各種施策の推進

(ライフステージを通した施策)

- 1 こども達の権利擁護・意見の反映
- ○こども・若者の権利に関する普及啓発 ○意見を施策に反映させるための取組の推進
- 2 未来を切り拓くこども達への支援
- ○遊びや体験活動の推進
- ○こどもまんなかまちづくり
- ○こども・若者が活躍できる機会づくり
- ○こども・若者の健やかな育ちの実現

3 困難な環境にあるこども達への支援

- ○こどもの貧困対策
- ○障がい児・医療的ケア児への支援
- ○児童虐待防止対策の更なる強化
- ○社会的養護を必要とするこども・若者への支援
- ○こども・若者の自殺対策

■成果指標

3つの総合成果指標及び35の個別成果指標を設定

総合成果指標	現状値	目標値
将来の夢や目標に向かって頑張って いると思うこどもの割合	調査中	-
安心してこどもを生むことが でき、子育てを楽しいと感じら れる県だと思う人の割合	73.9%	80.0%
合計特殊出生率	1.49	1.8台

(ライフステージ別の施策)

- 4 安心してこどもを生み育てることができる 環境づくり(こどもの誕生前から幼児期まで)
 - ○切れ目のない保健・医療の確保
 - ○質の高い幼児教育・保育の提供

- 5 宮崎の未来を担うこども達の育成 (学童期·思春期)
- ○質の高い教育の推進
- ○こどもの居場所づくり
- ○成年年齢を迎える前に必要な知識の提供
- ○いじめ防止対策や不登校のこどもへの支援
- 6 若者の希望を叶えるみやざきづくり
- ○新規学卒者・若者への就職支援
- ○若者・女性にとって魅力ある地域づくり
- ○出逢い・結婚支援の充実・強化
- (青年期)

(子育て当事者等への施策)

- 7 子育て支援の充実
- ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ○子育て世帯のニーズに応じた支援 ○ひとり親家庭への支援
- ○子育て支援情報の発信、こども政策DXの推進
- 8 共働き・共育ての支援
- ○男性の育児休業取得支援等を通じた支援
- ○多様な働き方と子育ての両立支援

- 9 こどもと子育てにやさしい社会づくり
- ○県民全体で出逢いや子育てを応援する 気運の醸成
- ○地域の実情に応じた少子化対策の推進

第5章 幼児教育・保育等の提供体制

【地域子ども・子育て支援事業支援計画】

- ※子ども・子育て支援法に基づく項目を記載
- ・幼児教育・保育に係る量の見込みと提供体制の確保
- ・保育従事者の確保及び資質の向上 など

第6章 計画の推進体制

■ 計画の推進体制

子育て応援本部(県)、子ども・子育て支援連携推進 会議(県・市町村)、ひなたの出逢い・子育て応援運 動推進会議(県·市町村·民間企業等)